

沼田市優良工事表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、沼田市が発注する建設工事のうち、優良な工事（以下「優良工事」という。）を施工した建設業者並びに主任技術者及び監理技術者（以下「建設業者等」という。）を表彰することにより、建設業者等の建設工事における技術の向上及び公共工事の品質確保を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、優良工事のうち、表彰の対象となる工事（以下「表彰対象工事」という。）を施工した建設業者等を表彰するものとする。

2 前項の表彰は、年1回行うものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(優良工事)

第3条 優良工事は、表彰する前年度において完成した建設工事であって、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 請負金額が130万円を超える工事成績評定対象工事であること。
- (2) 工事成績評定書における評定点が80点以上であること。
- (3) 表彰を行う前年度に、工事成績評定点による入札参加制限を受けていない建設業者等が施工した工事であること。
- (4) その他表彰に当たり、不都合又は不名誉な行為が認められない建設業者等が施工した工事であること。

(表彰審査委員会の設置)

第4条 表彰対象工事を選定するため、沼田市優良工事表彰審査委員会（以下「表彰審査委員会」という。）を設置する。

(表彰審査委員会の組織等)

第5条 表彰審査委員会は、沼田市請負業者選定委員会規程（昭和57年訓令甲第1号）で定める組織をもって構成する。

- 2 表彰審査委員会の委員長は、沼田市請負業者選定委員会規程で定める委員長とする。
- 3 表彰審査委員会は、委員長の招集により委員の半数以上の出席をもって開催する。
- 4 表彰審査委員会の庶務は、総務部契約検査課において行うものとする。

(優良工事の内申)

第6条 建設工事を主管する課長は、第3条の要件を満たす工事について、優良工事内申書（別記様式）により表彰審査委員会に提出するものとする。

（表彰対象工事の選定）

第7条 表彰審査委員会は、前条の規定により提出のあった中から、表彰対象工事を審査及び選定し、市長に報告するものとする。

（表彰対象工事の決定）

第8条 市長は、前条の報告に基づき、表彰対象工事を決定するものとする。

（表彰の方法）

第9条 表彰は、表彰状を授与して行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。